

平成22年 9月 企画総務常任委員会

世田谷区議会企画総務常任委員会会議録第十五号

平成二十二年九月二十一日（火曜日）

場 所 第一委員会室

出席委員（十名）

委員長	宍戸のりお
副委員長	田中優子
	上島よしもり
	菅沼つとむ
	市川康憲
	平塚敬二
	すがややすこ
	桜井 稔
	竹村津絵
	ひうち優子

事務局職員

議事担当係長	渡部弘行
調査係主任主事	佐々木崇

出席説明員

副区長	平谷憲明
-----	------

政策経営部

部長	金澤博志
政策企画課長	小田桐庸文
財政課長	岩本 康

総務部

部長 堀 恵子

総務課長 宮内孝男

財務部

部長 霧生秋夫

経理課長 岡田 篤

施設営繕担当部

施設営繕第二課 木下あかね

◇ ~~~~~ ◇

本日の会議に付した事件

1. 議案審査

- ・ 議案第六十二号 平成二十二年度世田谷区一般会計補正予算（第一次）
- ・ 議案第六十三号 平成二十二年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第一次）
- ・ 議案第六十四号 平成二十二年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算（第一次）
- ・ 議案第六十五号 平成二十二年度世田谷区老人保健医療会計補正予算（第一次）
- ・ 議案第六十六号 平成二十二年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第一次）
- ・ 議案第六十七号 平成二十二年度世田谷区中学校給食費会計補正予算（第一次）
- ・ 議案第六十八号 世田谷区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

- ・ 議案第六十九号 世田谷区立上北沢小学校改築工事請負契約
- ・ 議案第七十号 世田谷区立上北沢小学校改築電気設備工事請負契約
- ・ 議案第七十一号 世田谷区立上北沢小学校改築空気調和設備工事請負契約
- ・ 議案第七十二号 世田谷区立烏山北小学校改築工事請負契約
- ・ 議案第七十三号 世田谷区立烏山北小学校改築電気設備工事請負契約
- ・ 議案第七十四号 世田谷区立烏山北小学校改築空気調和設備工事請負契約
- ・ 議案第七十五号 仮称世田谷区営玉川四丁目アパート新築・世田谷区立玉川

保育園改築工事請負契約

2. 報告事項

(1) 第三回定例会提出予定案件について

[議案]

① 平成二十二年度世田谷区一般会計補正予算（第二次）

(2) 税外収入の確保に向けた取組みの方向性について

(3) 平成二十二年度工事請負契約締結状況（七、八月分）について

(4) その他

3. 請願の継続審査について

4. 閉会中の特定事件審査（調査）事項について

5. 協議事項

(1) 意見書等について

(2) 次回委員会の開催について

◇ ~~~~~ ◇

午前九時五十八分開議

○ 央戸 委員長 ただいまから企画総務常任委員会を開会いたします。

○宍戸 委員長 本日は、議案の審査等を行います。

◎霧生 財務部長 改めておはようございます。

先日の本会議におきまして、本日もご審査いただく議案の工事請負契約書の案件の参考図面を誤って添付してしまいました。議会の混乱を招き、委員の皆様、議会の皆様にご迷惑をおかけし、大変申しわけありませんでした。確認行為と、改めて緊張感を持って臨みますので、よろしくお願い申し上げます。申しわけありませんでした。

○宍戸 委員長 それでは、議案の審査に入ります。

まず、議案第六十二号「平成二十二年度世田谷区一般会計補正予算（第一次）」、議案第六十三号「平成二十二年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第一次）」、議案第六十四号「平成二十二年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算（第一次）」、議案第六十五号「平成二十二年度世田谷区老人保健医療会計補正予算（第一次）」、議案第六十六号「平成二十二年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第一次）」、議案第六十七号「平成二十二年度世田谷区中学校給食費会計補正予算（第一次）」の六件を一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認め、議案第六十二号から議案第六十七号までの六件につきましては一括議題といたします。

本六件について、理事者の説明を求めます。

◎金澤 政策経営部長 それでは、議案第六十二号から第六十七号までの六件につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書の三ページをお開きください。議案第六十二号「平成二十二年度世田谷区一般会計補正予算（第一次）」でございます。

第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ二億五百十九万

七千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ二千四百九十二億九千八百八十万三千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、四ページから五ページに記載の「第一表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

九ページをお願いできますでしょうか。議案第六十三号「平成二十二年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第一次）」でございます。

本件は、財源更正のみの補正となっており、予算の追加による予算規模の変動はございません。

第一条の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額でございますが、一〇ページの「第一表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

一三ページをお開きいただきたいと存じます。議案第六十四号「平成二十二年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算（第一次）」でございます。

第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ六千二百五十一万七千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ百五十八億二千九百三十二万一千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、一四ページの「第一表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、一七ページをお開きいただけますでしょうか。議案第六十五号「平成二十二年度世田谷区老人保健医療会計補正予算（第一次）」でございます。

第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ六百七十八万四千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ三千九百二十三万四千円とするものでござ

ざいます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、一八ページの「第一表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

続きまして、二一ページをお開きください。議案第六十六号「平成二十二年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第一次）」でございます。

第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ四億四千二百三十五万三千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ四百四十五億二千九百一十一万一千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、二二ページに記載の「第一表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

続きまして、二五ページをお開きください。議案第六十七号「平成二十二年度世田谷区中学校給食会計補正予算（第一次）」でございます。

第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ五十九万三千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ一億七千七百七十六万二千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、二六ページに記載の「第一表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

私からのご説明は以上でございますが、引き続き詳細につきましては、財政課長からご説明申し上げます。

◎岩本 財政課長 それでは、私からは補正予算説明書に基づきましてご説明申し上げます。

まず一般会計でございますが、三六ページをお開きください。最初に、一般会計の財政計画です。表は左から順に、区分、年間収入見込額、既計上額、今次計上額、今後計上予定額となっております。既計上額欄は当初予算での計画をあらわしており、今次計上額欄は今般の補正関係をお示ししているものでございます。

この今次計上額欄でございますが、一般財源といたしまして、前年度からの繰越金を六千四百万円、その下、その他といたしまして、老人保健医療会計からの繰入金七百万円を計上してございます。

その下の特定財源でございますが、まず国庫支出金は、健康増進対策費、地域介護・福祉空間整備等交付金の関係で九千四百万円を計上、次の都支出金は、老人福祉諸費、緊急雇用創出事業の関係で四千百万円を計上しております。

今後計上予定額といたしましては、繰越金二十一億百万円のうち、今回六千四百万円を計上したことから、残り二十億三千七百万円となっております。

次に、四〇ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書（第一次）をお示ししてございます。歳入では各款別の補正額、また、四一ページの歳出では各款別の補正額並びに財源内訳をあらわしてございます。

四二ページをお開きください。補正予算款別計上額（第一次）でございます。左から、款、補正前の予算額、補正予算額、計、右ページには構成比、合計額の性質別内訳、財源内訳を一覧にしてございます。

四五ページ以降は歳入の状況を記載しておりますが、歳出の説明の際に、あわせてご説明をさせていただきます。

五六ページをお開きください。最初に、民生費でございます。社会福祉費のうち社会福祉総務費でございますが、ケアハウス整備助成といたしまして、都市型軽費老人ホーム二カ所の整備費助成に係る経費を計上しております。財源は、所要経費の全額につきまして国庫支出金及び都支出金を計上しております。

五八ページをお開きください。衛生費でございます。公衆衛生費の成人病予防費でございますが、がん検診といたしまして、先に説明欄の(2)でございますが、女性特有のがん無料検診事業に係る事業費を計上し、その財源の一部として国庫支出金を計上しております。また、これに伴い、既に計上していた予算の部分につきましても一部国庫支出金が見込まれることとなりまして、その上の(1)に記載のとおり財源更正をするものでございます。

続きまして、六〇ページをお開きください。産業経済費でございます。商工費、商工振興費でございますが、まず世田谷区産業振興公社運営助成といたしまして、プレミアム付区内共通商品券の追加発行支援に係る経費を計上しております。

また、次の国基金による緊急雇用創出事業でございますが、緊急雇用対策事業として、文化財記録映画等のデジタル化などの三つの事業を実施するための経費を計上するものでございます。財源は、所要経費の全額につきまして都支出金を計上してございます。

続きまして、六四ページをお開きください。特別区債現在高調書でございます。六五ページの表の右下の数字が平成二十二年度末現在高見込額でございます。七百六十一億八千八百四十三万七千円となっております。

なお、本表につきましては、二十一年度決算反映後という意味で掲載をさせていただいております。二十二年当年初予算の予算説明書に掲載した数値から約四億四千六百万円ほど減少してございます。

以上が一般会計でございます。

次に、特別会計です。七二ページをお開きください。国民健康保険事業会計でございます。特別会計につきましては、以降、この事項別明細書に基づきまして説明をさせていただきます。

まず上の表、歳入でございますが、まず前年度の繰越金が確定したことにより、表

の真ん中でございますが、繰越金の増額補正を行ってございます。それに伴いまして、表の上段ですが、療養給付費交付金、また下の段の前期高齢者交付金の財源更正を行ってございます。また下の表、歳出でございますが、歳入面の財源更正のみのため、歳出予算としての数値等の変動はございません。

続きまして、九二ページをお開きください。後期高齢者医療会計でございます。上の表、歳入でございますが、前年度繰越金の確定による繰越金の増額を行ってございます。下の歳出でございますが、分担金及び負担金は、前年度保険料額の確定に伴う広域連合への負担金の支払いに係る補正、諸支出金につきましては、過年度保険料の還付金に係る補正となっております。

続きまして、一〇八ページをお開きください。老人保健医療会計でございます。上の歳入は、前年度繰越金の確定に伴う補正、下の歳出は、それに伴い、同額を一般会計に繰り出すための補正となっております。

次に、一二二ページをお開きください。介護保険事業会計でございます。上の段、歳入は、前年度繰越金の確定に伴う補正、下の歳出は、基金積立金と介護給付費準備金への積立金に係る補正、諸支出金として、前年度の国・都負担金の超過交付分の償還に係る補正となっております。

最後に、一四〇ページをお開きください。中学校給食会計でございます。上の歳入は、前年度繰越金の確定に伴う補正、下の歳出は、これに伴い、同額を学校給食費に計上するものになってございます。

一四九ページ以降につきましては、補正事業の一覧を参考として掲載させていただいてございます。

以上、補正内容の説明を終わらせていただきます。よろしく審議のほどお願い申し上げます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたらお願いいたします。

◆桜井 委員 この都市型軽費老人ホームですけれども、これは二カ所とありますが、どこかめどらしきところはあるんでしょうか。その辺、状況をちょっと教えてくださいか。

◎岩本 財政課長 今後、一回ご報告を申し上げてからかもしれませんが、事業者の募集を行うということでございまして、その事業者の選定を終えてから具体的に決まっていくということで聞いてございます。

◆桜井 委員 いろいろ聞きますと、事業者がやっていく、それは国、都の補助金なんだけれども、そもそもこれをつくった理由も、地価が高くてそういうのは整備できないというのが理由で緩和をした。やや小規模なということなんだけれども、区のほうとして、例えば事業者にそういう土地を探しなさいということで本当に済むのかどうか。区が持っている土地を貸すなり何なりという対策は考えていないんですか、全部事業者任せなんですか。

◎岩本 財政課長 現時点は、例えば認知症グループホームについてはオーナー創設型と事業者型がございましてけれども、事業者が土地を買う、もしくは借りるなりして、建設費について、国、都、区の補助金を受けて運営をやっていけるという事業の経営モデルがあると思います。

今回の都市型ケアハウスにつきましては、東京都のほうで運営費の補助を入れることを前提に、事業モデルを試算しているものはございます。その中では、事業費の補助を受け、かつ利用者からのサービス料等をいただく中で、一定の黒字が確保できるといったような試算を行っていることを前提に、この事業がスタートを切っているものと聞いてございます。

そういう意味で、区として具体的に公有地の貸し出し等の検討は行ってございせんけれども、まずは募集をさせていただいて、アンケート調査ですが、東京都に対す

る問い合わせ等も数件あったということで聞いてございますので、その募集、応募の状況等を踏まえながら、ただし、現時点では特段の公有地の貸し出し等については検討していないという状況でございます。

◆桜井 委員 わかりました。これ自身は、低所得の高齢者が今入れない中では、無届け有料老人ホームという問題が区内でも起こりましたから、すごく大事なことでありますので、区は今回、四十人分ということですが、さらにふやしていただくということ。我が党自身は、これは四・五畳という狭いあれなので、これを上乘せで拡充できないかどうか、そういうことが可能なのかというのも今後研究しなくちゃいけないので、ここでは今何とも言えませんので、ぜひこれは大いに区も積極的に働きかけながら整備していただくということは要望しておきます。

◆市川 委員 当初予算の場合は年間を通じてある程度の予測を立てながら計画を立て、そして予算を積み上げていくわけですが、補正をするわけですから、ある程度方向性がきちっと見えている。そういう状況の中でお金をつけているものだというふうに理解していたんですが、今の議論のやりとりだと、整備費補助二カ所というこの二カ所も、これは具体的にこの場では余りわからないのかもしれないけれども、ある程度具体的な形で見えていなければならぬんじゃないかなと。でなければ、わざわざここで補正を組む意味があるのかなという、そんな思いが一つあります。

それからもう一つは、プレミアム付商品券を五億円発行するわけですね。プレミアム付商品券については何度か発行してきているわけですが、このプレミアム付区内共通商品券を発行していく中で、これが確実に商店街に活性化をもたらさず、なおかつ、商店街が活性化することによって、また逆に商店等々からの納税等がふえているものなのかどうなのかという効果みたいなものはどうなんだろうかと。

もう一つは、発行する時期の問題ですが、年末年始、特に年末商戦ということをよく言われるんですが、年を越せる、越せないという話が当然いつも議論になる

わけです。この時期の問題もある程度加味する必要があるんじゃないかなということ
をちょっと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えなのかしら。

◎岩本 財政課長 先に軽費老人ホームのほうでございますけれども、無届け有料老
人ホームの火災事故を受けまして、東京都と国のほうで検討を重ねて、ことし四月一
日から新たな都市型軽費老人ホームという補助事業が始まったということござい
ます。この事業については、当面、二十二年度から二十三年度、二十四年度までの三
カ年ということございまして、東京都におきましては、その三カ年の事業目標数値
も二千四百名示しているところでございます。

区といたしましては、今回、補正予算で九月から募集ということでご報告を差し上
げていると思いますが、とりあえずこの三カ年の中でぜひ整備をさせていただきたい
ということで、補正のお願いをしているところでございます。

今後の事業について、他区でも同じような事業フレームで開始している事例を聞い
てございますので、ぜひ補正予算の中で募集等をさせていただければという趣旨でご
ざいます。

あと、プレミアム付商品券につきましては、昨年、何回かに分けて発行する中で、
いわゆる消費者、買った方、もしくは商店街、またコンサルタントへも委託調査等で
経済効果等を一応把握してきたということでございます。済みません、納税額まで具
体的に把握してございませんが、経済効果としては五億円について、五億円を単に消
費される場合とプレミアム付商品券として五億円を発行した場合では一・七三倍の経
済波及効果があるという、コンサルタント会社の分析結果でございますが、そういっ
たこともご報告しているかと思えます。そういったことを受けまして、商店街の支援、
もしくは消費者支援といった意味で位置づけをさせていただいたところでございま
す。

また、発行時期につきましては、昨年も九月議会での補正をお願いしたところでご

ございますが、昨年と同様のスケジュールでいけば十一月初旬の売り出しで、ちょうど年末商戦でご活用いただくといったようなスケジュールになろうかなと考えてございます。

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本六件についてご意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

◆桜井 委員 我が党は、一般会計、国保会計、後期高齢者医療会計、介護保険事業会計補正予算に反対し、老人医療会計、中学校給食会計の補正予算に賛成いたします。

今回の一次補正で、低所得者へのケアつき住宅の整備に踏み出したことは大変評価いたします。我が党は、さきの代表質問でますます厳しくなっている区民生活について伺ったときに、区は、地域経済や雇用状況の低迷など、区民生活を取り巻く環境は厳しい状況にあると認識していると答弁がありました。

町場に行きますと、売り上げが上がらないとか、仕事がないとかという声が聞かれます。区は区民生活の厳しさを認識しておりますが、その対策で、我が党は仕事おこしへの対策を要望しましたけれども、その対策がありません。仕事おこしにつながる住宅リフォーム助成を行うよう、改めて求めます。このこと自身は助成した額の数倍の経済効果があるということで、他の市なども取り組まれておりますので、ぜひやっていただきたい。それで、住宅リフォーム助成について、区は財政が厳しいとか、個人資産の援助になるということをやろうといたしません、今回の補正でも二十億円の繰越財源があります。ぜひそれらを使って仕事おこしにつながる住宅リフォーム助成を行うことを改めて求めまして、意見といたします。

◆竹村 委員 すべての第一次補正予算に賛成です。

ただ、今質問で議論にもなりましたが、これは必要があって組まれている補正予算ですので、これがしっかりと執行できる、今後のいろいろな工夫なり進め方というの

があると思っております。女性特有のがん保険の無料化ということは、対象の方にしっかりとPRして受診を促すこと。それから、都市型ケアハウスにつきましては、やはり事業者が参入しやすい条件があるということも聞こえてきていますので、そのあたりはしっかりと取り組んでいただくことを要望して、賛成いたします。

◆すがや 委員 今回の平成二十二年度一般会計補正予算（第一次）外五件に賛成いたします。

内容については、軽費老人ホームですとか、あと、がん検診について、今回は補正予算が組まれているわけですが、特に軽費老人ホームに関しては、新たに整備二カ所ということで整備費補助が出ているわけですが、それ以外にも、既にある無届け老人ホームに関しても、そのケアハウスの基準を満たすような何らかの対策をとっていただきたいということは要望しておきたいと思います。

あと、がん検診についても、この間の政策検証委員会でも費用負担のあり方などが議論されておりましたが、その検診の費用負担についても、引き続き議論は必要かなということは思っていますが、今回に関しては、その二つに関しても賛成させていただきたいというふうに考えております。

◆市川 委員 私どももこの補正予算すべてに賛成をいたします。

申し上げたいことは、補正ですから、それほど大きな額を組めるということではないところですが、しかしながら、プレミアム付商品券についてはある程度の効果が見込めているという実感はあります。その五億円という金額が、これから考えてほしいんですけれども、十五分ぐらいで完売してしまうという話もよく聞かれますし、区民が八十数万いる世田谷で五億円前後の額がどうなのかということもありますね。ですから、そういうことも、これからの一つの課題にしていきたいと思っております。

それからもう一つは、ケアハウスについては、これは利用者にとっては非常に使いやすい、そしてまた必要な施設だと思えます。私どもの身内でもお世話になっている

者がいるものですから、非常に助かっておりますし、求めている方々が大変多いと思いますので、この整備については着実に進めていただきたいということを申し添えます。

あと、がん検診については、世田谷区も熊本区長が再三申し上げておりますが、予防型行政ということを考えれば、当然のことながら、健康についても早期発見、早期治療というものが、当事者の健康、幸福にもつながっていくわけですし、それがひいては健康保険財政にも影響を及ぼすわけです。そういう意味では、このがん検診の受診率をどんどんと上げる、こうした努力も加えて必要ではないかなということで、一次補正については、私どもは賛成をするということでございます。

◆上島 委員 我が会派としても、この補正予算すべてに賛成していきたいと思いません。

特に政策的な補正予算については、女性特有のがん対策、またケアハウスの整備等、これも我が会派として要望してきたことですので、評価したいと思います。特にプレミアム付商品券については、このような経済状況のもとで、区民生活、また地域経済を活性化していく観点で非常に重要な施策だということで要望してまいりましたけれども、このように判断していただいたことを評価いたしまして、賛成いたします。

◆ひうち 委員 世田谷無所属の会は、平成二十二年度第一次補正予算、すべての補正予算に賛成いたします。特にがん検診で、女性の子宮頸がん、乳がんについては早期発見で治るがんと言われておりますので、今後も啓発をしっかりと行っていただきたいと思えます。ワクチンの補助の件も、ぜひ検討していただきたいと要望させていただきます。

◆田中 委員 せたがや政策会議は、この補正予算すべてに賛成をいたします。着実にいろいろな取り組みを進めていただきたいと思えます。

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。

本六件を二回に分けてお諮りしたいと思います。

まず議案第六十二号、議案第六十三号、議案第六十四号及び議案第六十六号の四件についてお諮りいたします。採決は挙手によって行います。

本四件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宍戸 委員長 挙手多数と認めます。よって議案第六十二号、議案第六十三号、議案第六十四号及び議案第六十六号の四件は原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議案第六十五号及び議案第六十七号の二件についてお諮りいたします。

本二件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第六十五号及び議案第六十七号の二件は原案どおり可決と決定いたしました。

○宍戸 委員長 次に、議案第六十八号「世田谷区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 議案第六十八号「世田谷区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明申し上げます。

本条例は、地方分権一括法等に基づく国の地方分権推進策によりまして、平成十六年四月に国から譲与を受けた公共用財産のうち、いわゆる畦畔であった土地で、その占有者が時効を主張すれば取得時効の成立が見込まれるものにつきまして、当該土地を占有者に譲与することができる仕組みを設ける必要があるため、ご提案申し上げます。

ものでございます。

裏面に改正条例を記載してございます。条例第三条の次に記載の第三条の二を加えるものでございます。第三条の二では、譲与の対象となる土地は、国から一括して譲与を受けた土地のうち旧畦畔に係るものとしたしまして、これを(1)、(2)で規定しております。

さらに譲与の要件としたしまして、当該土地につきまして、占有者が主張した場合に取得時効の成立が見込まれる状況にあることとしたしまして、占有開始時におきまして、既に畦畔としての形態、機能が喪失していること、国からの譲与の前に自己の所有であると誤信して土地の占有を開始していること、占有期間が二十年以上であること、占有者がみずからその形態、機能を廃滅させていないこと、占有が平穏かつ公然に行われていること、さらに、当該土地につきまして道路事業やまちづくり等の他の用途による活用の見込みがなく、区としてその用途を廃止したものであることを要件として規定してございます。

改正条例の施行日は、平成二十三年一月一日を予定しております。

ご説明は以上です。よろしくご審査をお願いいたします。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆上島 委員 この譲与の判断をするに当たりまして、その判定をする会議体の議論が非常に重要になってくると思うんですが、二つの会議体が設置されるということですが、その構成員と設置根拠、そちらのほうはどうなっているのかお教えてください。

◎岡田 経理課長 会議体でございますが、二つの会議体で審査をする予定でございます。まず第一次判断は、関係所管の職員で構成する現行の財産処理検討会、これは道路整備部長を議長としたしまして、都市整備部、生活拠点整備担当部、財務部等の

職員で構成されております。こちらで議論をする予定でございます。

それから、疑義がある場合の第二次判断を新たに設置します仮称無償譲与判定会で行います。仮称無償譲与判定会につきましては、関係所管の部課長、それと弁護士等専門家で構成する予定でございます。いずれの会議体も要綱で設置する予定でございます。

◆上島 委員 譲与というのは、いわゆる無償譲渡ということですので、区の財産を一区民に譲与するということは大変大きな判断になると思います。そういう中で、要件の中には、非常に判断が難しいといえますか、あいまいになる可能性のある部分もあると思うんですが、実際、この会議体で適正な判断が担保できるのかということについてどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

◎岡田 経理課長 今申し上げましたように、財産処理検討会、それから仮称無償譲与判定会、この二重の判断を行うということ。それから、外部の専門家、具体的には弁護士にお願いいただきまして、専門家の立場から公平公正な意見をお聞かせいただく、こういったことで適切な判断を担保したいと考えているところでございます。

◆田中 委員 測量等の負担についてなんですけれども、法的に問題はないということではよろしいのでしょうか。

◎岡田 経理課長 測量等申請にかかる費用につきましては、申請者の方にご負担いただくということで想定してございまして、これで法的にも問題がないものと考えております。

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本件についてご意見がありましたら、どうぞお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第六十八号は原案どおり可決と決定いたしました。

○宍戸 委員長 次に、議案第六十九号「世田谷区立上北沢小学校改築工事請負契約」、議案第七十号「世田谷区立上北沢小学校改築電気設備工事請負契約」、議案第七十一号「世田谷区立上北沢小学校改築空気調和設備工事請負契約」の三件を一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認め、議案第六十九号から議案第七十一号までの三件につきましては一括議題といたします。

本三件について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 それでは、議案第六十九号から議案第七十一号につきまして一括してご説明申し上げます。

世田谷区立上北沢小学校につきましては、耐震診断結果を踏まえまして、施設の耐震化と教育環境の整備を図るため、全面的に改築するものとしたものでございます。

三件の契約案件につきましては、いずれも予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であることから、「世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」二条に基づきましてご提案申し上げます。

初めに、議案第六十九号「世田谷区立上北沢小学校改築工事請負契約」についてご

説明申し上げます。

議案の二ページをごらんください。入札は一般競争入札により行いました。

契約金額は十五億六千百三十五万円で、契約の相手方は白井・高野建設共同企業体です。

工期は、平成二十四年二月二十九日で、支出科目等は記載のとおりです。工期が二十三年度にまたがりますので、債務負担行為をとってございます。

次に、工事概要でございますが、三ページをごらんください。施設は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上四階建てで、延べ床面積は七千四百二十九平方メートル余りとなっております。

三ページの裏面に入札経過調書を載せてございます。

参考に図面を添付してございます。図面の一ページが案内図と建物概要です。二ページが配置図です。三ページが改築校舎の一階の平面図となっております。四ページが二階の平面図です。五ページが三階平面図でございます。六ページが四階平面図と屋上階平面図でございます。七ページが立面図でございます。

続きまして、議案第七十号「世田谷区立上北沢小学校改築電気設備工事請負契約」についてご説明申し上げます。

本件は、同小学校の改築に伴いまして電気設備工事を行うものです。

議案の二ページをごらんください。入札は一般競争入札により行いました。

契約金額は一億七千八百五十万円で、契約の相手方は米沢・大新建設共同企業体です。

工期は、平成二十四年二月二十九日で、支出科目は記載のとおりです。

参考に入札経過調書を載せてございます。

続きまして、議案第七十一号「世田谷区立上北沢小学校改築空気調和設備工事請負契約」についてご説明申し上げます。

本件は、同小学校の改築に伴いまして空気調和設備工事を行うものです。

議案の二ページをごらんください。入札は一般競争入札により行いました。

契約金額は二億三千三百十万円で、契約の相手方は温調・コートダジュール建設共同企業体です。

工期は、平成二十四年二月二十九日で、支出科目は記載のとおりです。

参考に入札経過調書を添付してございます。

ご説明は以上です。よろしくご審査をお願いいたします。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆すがや 委員 今回の上北沢小学校の建てかえなんですが、耐震診断結果に基づいてということだったんですけれども、小学校の建物は築何年だったんですか。

◎岡田 経理課長 校舎棟は、昭和四十六年築でございます。

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本三件についてご意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。

議案第六十九号、議案第七十号及び議案第七十一号の三件について一括してお諮りいたします。

本三件を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第六十九号、議案第七十号及び議案第七十一号の三件は可決と決定いたしました。

○宍戸 委員長 次に、議案第七十二号「世田谷区立烏山北小学校改築工事請負契約」、議案第七十三号「世田谷区立烏山北小学校改築電気設備工事請負契約」、議案第七十四号「世田谷区立烏山北小学校改築空気調和設備工事請負契約」の三件を一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認め、議案第七十二号から議案第七十四号までの三件につきましては一括議題といたします。

本三件について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 議案第七十二号から議案第七十四号につきまして一括してご説明申し上げます。

世田谷区立烏山北小学校につきましては、耐震診断結果を踏まえまして、施設の耐震化と教育環境の整備を図るため、全面的に改築することとしたものでございます。

三件の契約案件は、いずれも予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であることから、条例に基づきましてご提案申し上げます。

初めに、議案第七十二号「世田谷区立烏山北小学校改築工事請負契約」についてご説明申し上げます。

議案の二ページをごらんください。入札は一般競争入札により行いました。

契約金額は十四億八千九百九十五万円で、契約の相手方は大明・太平建設共同企業体です。

工期は、平成二十四年二月二十九日で、支出科目等は記載のとおりです。工期が二十三年度にまたがりますので、債務負担行為をとってございます。

次に、工事概要ですが、三ページをごらんください。施設は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上三階建てで、延べ床面積は七千二百六平方メートル余りとなっております。

三ページ裏面に入札経過調書を載せてございます。

参考に図面を添付してございます。一ページが案内図と建物概要でございます。二ページが配置図でございます。三ページが改築校舎の一階平面図となります。四ページが二階の平面図です。五ページが三階の平面図です。六ページが屋上階の平面図です。七ページが立面図となります。

続きまして、議案第七十三号「世田谷区立烏山北小学校改築電気設備工事請負契約」についてご説明申し上げます。

本件は、同小学校の改築に伴いまして電気設備工事を行うものです。

議案の二ページをごらんください。入札は一般競争入札により行いました。

契約金額は一億七千七百四十五万円で、契約の相手方は大雄・宮崎建設共同企業体です。

工期は、平成二十四年二月二十九日で、支出科目は記載のとおりです。

参考に入札経過調書を載せてございます。

続きまして、議案第七十四号「世田谷区立烏山北小学校改築空気調和設備工事請負契約」についてご説明申し上げます。

本件は、同小学校の改築に伴いまして空気調和設備工事を行うものです。

議案の二ページをごらんください。入札は一般競争入札により行いました。

契約金額は二億三千九百四十万円で、契約の相手方は大橋・杉田建設共同企業体です。

工期は、平成二十四年二月二十九日で、支出科目は記載のとおりです。

参考に入札経過調書を添付してございます。

ご説明は以上です。よろしくご審査をお願いいたします。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆田中 委員 校舎そのもののことじゃなくて、関連で確認なんですけれども、烏山北小は校庭の芝生化をしていますよね。これは今回の改築工事でだめになってしまうというか、続けては使えないのかということと、もし使えない場合は、再び芝生化をするのかどうかの確認をしたいんです。

◎岡田 経理課長 ただいま烏山北小学校の校庭につきましては、改築に備えまして仮設校舎を建設してございます。その関係で芝生については撤去をしてございます。今回の工事が終了いたしますと、平成二十四年の七月以降、外構工事に入りますが、その中で全面芝生にする予定だということで聞いてございます。

◆田中 委員 この芝生化は、前のやつは何年に芝生化したのか、その際に幾らの予算だったかということは、今ここでわかりますか。

◎岡田 経理課長 申しわけございません。ただいま手元に資料がございません。

○宍戸 委員長 後ほどよろしいですか。

◆田中 委員 じゃ、後ほどお願いします。

◆すがや 委員 同じ質問なんですけれども、既にもう芝生がなくなってしまったということだったのであれなんですけど、芝生は切り売りができると思うので、地域住民に芝生を配るとかそういった対策がこれからできるのか、できないのかというのが一点、それを取りあえずお願いします。

◎木下 施設営繕第二課長 ご指摘のありました件につきましては、例えば芝生を売っているものについては、切った形で売っているものがございますので、ちょっと研究してみたいと考えております。今ここで、できる、できないということはちょっと

お答えはできませんが、地元の方たちに愛されていた芝生を再利用するという方向性についてちょっと研究させていただきたいと思います。

◆すがや 委員 あと、建てかえ後に全面芝生化するというふうにおっしゃっていましたが、それはまた新たな方式でやるんですよね。その芝生化にも、くっつけてやるとか、じゅうたんみたいに敷くとか、そういうのがいろいろあったかと思うんですけども、どういう方式でどれぐらいの予算がかかるとか、そういうことは今の時点でおわかりになりますか。

◎木下 施設営繕第二課長 現在、教育委員会のほうで幾つかの学校に、ロールといいますか、じゅうたんを敷くような形での芝生を植えていたり、あとポット状のもの、穴を掘ってポットを埋めるといった方式のものも植えてみたりしているところがございます、どのような芝が丈夫なのかとかそういったことについて、教育委員会のほうで検討しているところがございます。そういった結果も踏まえまして、この学校について一番よい芝生を選んでいきたいと考えております。

◆すがや 委員 築年数を教えてください。

◎岡田 経理課長 解体校舎でございますけれども、校舎棟につきましては、昭和四十二年から五十二年にかけて順次建築されたものでございます。

◆菅沼 委員 校庭の芝生化というのが出てきたのでお伺いするんですけども、基本的に区がやることじゃなくて、確認なんですけど、地域の人たち、PTAも含めて地域がやるものですよ。区が決める話じゃないですよ。

◎岡田 経理課長 学校の改築に当たりまして基本構想を策定する過程におきまして、学校、PTA、地域の皆さんにご意見をお聞きして、どの範囲、どういう形の芝生化をするかということを決めている、このように聞いてございます。

◆ 菅沼 委員 ちょっとわかりづらいんだけど、質問と答えが違うんですが、要するに区が決めるんじゃないくて、担当学校だとか、P T Aだとか、地域の人たちが、メンテナンスがあるから、そこで決定するんですよ、それはどうなの。

◎木下 施設営繕第二課長 芝生に関しましては、地域の方々のご協力なくしては育っていきませんので、学校及びP T A、地域の方々のご協力が得られるという、そういった学校について芝生化をしていっているというふうに、教育委員会のほうからは聞いております。この学校につきましては、基本構想の段階からそのようなお話が出ているというふうに聞いております。

◆ 菅沼 委員 校庭の芝生化は、教育のほうで出すの、東京都の環境のほうで出すの、どっちからお金が回っているの。

◎岩本 財政課長 教育委員会から東京都に対して補助金を申請するというふうな仕組みだと思っています。

◆ 菅沼 委員 校庭の原状復帰というのは、それは当然入ってくるんだけど、あれは頭はねがあって、それ以上だと持ち出しになるんじゃないかな、全部出てくるの。

◎岩本 財政課長 校庭芝生化につきましては、東京都が特段の補助制度をつくってございまして、今委員ご指摘のように、地域が自主管理といいますか、地域の参画を得ることを条件に、外構工事全般とは違いますけれども、芝生化そのものについては、現時点では東京都から十割の補助金をいただいている状況にあります。ただ、烏山北小について、年次がちょっと先になりますので、そのときまで今の補助金が続くかどうか確認してございませんが、現時点では十割補助をいただいている状況でございます。

◆ 菅沼 委員 ここは前回も校庭の芝生化をやっていて、実際にはあれはグラウンドじゃなくて校庭なんだよね。そのときに全面使わせたのがたしか十日間なかったと思う。だから、子どもたちの校庭なんだから、芝生を植えるのは構わないんだけども、晴れたら校庭を使わせるようなことをしないと、校庭は芝生化できれいだけれども、調べてみたら、子どもたちはほとんど使えなかったというようなことはないよね。

◎木下 施設営繕第二課長 他区などの視察によりましてお話を聞いているところによりますと、メンテナンスの時期で、お子さんたちが使えない時期がありますけれども、私が聞いた区は十月に一カ月ということでしたが、そのほかの時期には、お子さんたちが使っているというふうに聞いております。世田谷でも同様と考えております。

◆ 菅沼 委員 今回の説明は前回のやつの答弁、これから使うやつの答弁……。

○宍戸 委員長 今までの答弁ですよ、次の答弁じゃないですよ。

◆ 菅沼 委員 よく調べてくださいよ。校庭をA、B、C、Dと分けてこうやって四分割して、その中で全面を使わせるのは十日間ぐらいしかないよという話でしょう。それはA、B、C、Dと分けて校庭を四つに分けて、それで、きょうはAしか使っちゃいけない、きょうはBしか使っちゃいけないということ。それで芝生をやるときにそのくらいの問題だから、全面のときはほとんど十日間ぐらいしか使わせていないはずだから、もう一回調べておいて。

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本三件についてご意見がございましたら、どうぞお願いします。

◆すがや 委員 先ほど芝生の件を質問させていただいたんですけれども、当時の芝生化のときの予算はということでは出なかったもので、私のうろ覚えですが、たしか東京

都から一千万円だったか、二千万円か、どっちだったか。倍なので、どっちでもいいとは言えないんですが、それぐらいの金額がかかって、五、六年ぐらい前に芝生化をしたんじゃないかなというふうに記憶しています。五、六年前ということであれば、将来、烏山北小が建てかえなければいけないということも、あらかじめある程度予測はできたのではないかなと思うんですね。当時、それぐらいの多額の予算をかけて芝生化したにもかかわらず、それを今回壊して校舎を建てかえなくてはならなかったことについては、やっぱり税金の使い道として、使い方としてちょっと疑問が残ります。

とはいっても、やはり耐震化ですとかそういった面から烏山北小を建てかえなければいけないということは重々認識しているつもりですので、今回の議案に関しては賛成いたしますが、今後はこういう税金の無駄遣いということがないようにお願いしたいと思います。

先ほどちょっと申し上げたように、地域住民に芝生を配布するとかそういった形で、地域住民に何らか還元できる方法はないかということは、引き続き区として模索していただきたいということを要望いたします。

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。

議案第七十二号、議案第七十三号及び議案第七十四号の三件について一括してお諮りいたします。

本三件を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第七十二号、議案第七十三号及び議案第七十四号の三件は可決と決定いたしました。

○宍戸 委員長 次に、議案第七十五号「仮称世田谷区営玉川四丁目アパート新築・世田谷区立玉川保育園改築工事請負契約」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 議案第七十五号「仮称世田谷区営玉川四丁目アパート新築・世田谷区立玉川保育園改築工事請負契約」についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、区立玉川保育園を併設した都営玉川母子アパートを東京都から移管受け入れをしたことに伴い、老朽化した施設を全面的に建てかえ、高齢者等の居住を確保するとともに、保育待機児解消に向け、保育園の定員を四十五名から百名程度に拡大しようとするものでございます。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であることから、条例に基づきましてご提案申し上げます。

議案の二ページをごらんください。入札は一般競争入札により行いました。

契約金額は三億七千二百五十九万二千五百円で、契約の相手方は株式会社山福建設です。

工期は、平成二十三年十一月十八日で、支出科目等は記載のとおりです。なお、工期が二十三年度にまたがりますので、債務負担行為をとってございます。

工事の概要でございますが、仮称区営玉川四丁目アパートは三階建てで、住戸二十二戸などを整備いたします。区立玉川保育園につきましては、一階部分に一歳児から五歳児までを受け入れる施設整備を行います。建物は、鉄筋コンクリート造、地上三階建てで、延べ床面積が千八百十四平方メートル余りとなっております。

三ページの裏面に入札経過調書を載せてございます。

参考に図面を添付してございます。一ページが案内図と建物の概要です。二ページが配置図でございます。三ページが一階の平面図です。四ページが二階の平面図です。五ページが三階の平面図です。六ページが屋上の平面図でございます。七ページが立

面図となります。

ご説明は以上です。よろしくご審査をお願いいたします。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆桜井 委員 ちょっとわからないので教えてください。この工期が二十三年十一月十八日となっている、そういう日にちなんだけれども、なぜこの十一月の半ばになっているのかというのがわからないので、これは何かあるんですか、ちょっと教えてください。

◎岡田 経理課長 これは工期の積算の中で、起工する中でこういう期間ということに定めたものであります。

◆桜井 委員 もう一つだけわからないので、ちょっと教えてください。これは区営住宅の新築になっていますけれども、上からの補助金とかそういう財源の内訳というか、区営住宅の新築の場合はどうなっているのかな、それを教えてくださいませんか、わかりますか。

◎岩本 財政課長 済みません、きょうは手元にありません。これは東京都の公営住宅に係る補助金を特定財源として何割か受けて予算計上させていただいているものでございます。詳細につきましては、申しわけございません。

◎岡田 経理課長 恐れ入ります、補足させていただきます。まず地域住宅交付金という補助がありまして、それにさらに都の補助金に乗っているというふうに聞いてございます。

◆桜井 委員 その割合というのはわからないんですね。建築、新築するのに対して、補助金が大體どのぐらい出ているのかというのはわからないんですか。

◎岡田 経理課長 所管からは、まず地域住宅交付金につきましては最大四五%までという制度だというふうに聞いてございます。都の補助金につきましては、国庫補助相当額を控除したあとの二分の一というふうに聞いてございます。詳細につきましては、申しわけございません、手元ございません。

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本件についてご意見がありましたら、どうぞお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第七十五号は可決と決定いたしました。

以上で議案の審査を終わります。

○宍戸 委員長 次に、2報告事項の聴取に入ります。

まず、(1)第三回定例会提出予定案件について、議案の①平成二十二年度世田谷区一般会計補正予算（第二次）について、理事者の説明を求めます。

◎金澤 政策経営部長 お手元に「平成二十二年度補正予算（案）概要 一般会計（第二次）」を配付させていただいておりますので、それをごらんいただきたいと存じます。

一ページをごらんください。このたびの補正は、新型インフルエンザワクチン接種

事業の関連につきまして、追加でご提案申し上げるものでございます。

補正額は七千百万円となっております。

なお、補正予算案につきましては、既に委員の皆様方にはご説明を申し上げてございますので、詳細についてはご説明を省略させていただきたいと思っております。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは次に、(2)税外収入の確保に向けた取組みの方向性について、理事者の説明を求めます。

◎小田桐 政策企画課長 お手元の資料をごらんいただきたいんですが、税外収入確保に向けました取組みの方向性につきまして、現在の進捗状況をご報告させていただきます。

資料を一枚めくっていただきまして、別紙でついている六つの項目につきましてでございます。

まず1としまして公有財産の有効活用（有償貸付）の中の①自動販売機の設置場所の貸付につきましての検討状況でございますが、現在、百五十三台の使用許可による設置をしている中で、今後、行政財産の貸付による設置に移行する方向で今検討しているところでございます。

新規に設置するもの、また、現在設置しているもの、原則として行政財産貸付への移行ということで予定してございます。

スケジュールとしましては、今年度内に具体的な対象箇所等を各部とのヒアリングの中で選定してまいりまして、二十三年度から貸付契約による設置を始めたいというふうに考えてございます。

2でございますが、同じく公有財産の有償貸付の部分で、団体等への公有地貸付についてでございます。

区が土地・建物を貸付・使用許可している関連施設、特に福祉関係施設の状況を、現状、検討状況の欄に記載してございます。保育施設、高齢者施設、障害者施設、それぞれ記載のと通りの施設が使用許可等をしているという状況です。

今後の方向性でございますが、公有財産の有償貸付に関するガイドラインを策定した上で、有償貸付についての検討を具体化していきたいと考えてございます。

今年度は国有地を活用した認可保育園の整備について具体化する予定でございますので、特に保育の施設等については優先的にこのガイドライン等の対象具体化施設として候補になるというふうに考えてございます。

3は広告事業の拡充でございます。現在は広告掲載要綱、基準等がございまして、それに基づきまして、「せたがや便利帳」ほか、こちらに記載の発行物に広告を掲載しております。

今後の方向性としまして、前回の常任委員会でご報告申し上げましたとおり、区ホームページへのバナー広告の掲載を新たに開始するという事で準備してございます。広告掲載可能な媒体につきましても、現在発行している印刷物以外で可能なものはないかという検討を進めてまいりたいと考えております。

4 ネーミングライツについてでございますが、この間、これまで議会のほうからもさまざまなご意見、ご提案等をいただいていた中で、今年度は導入自治体への視察、ヒアリング調査等を実施してまいりました。横浜、渋谷、藤沢、このあたりを視察してきたところです。

ネーミングライツの導入に向けましては、それぞれの自治体でさまざまな問題等もございまして、その辺の課題等を整理して、今後、二十二年度中に試行を何とか行うことができないかというところで検討、調整しているところでございます。施設を限

定せずに施設の選定を含めて、事業者からの提案を受ける方式というものもございまして、その方式についてもあわせて検討していきたいと考えております。

今年度以降の予定についてはスケジュールに記載のとおりでございますが、試行施設の選定実施検討につきましては、今のところ、こちらに具体的には書いてございませんけれども、なかなか早急に実施するに当たっては課題が非常に多いというところもありますので、この二十二年度中に試行施設がいけるかどうかにつきましては、まだ不確定要素が高いという状況でございます。

5 利用者負担の適正化についてですが、政策検証委員会から受けました提言に基づく政策点検方針を示した中で、全事業の点検の中で、利用者負担の適正化を現在各部で検討している状況です。点検結果の集約については、予算要求とともに、十月八日ごろには各部からの要求が上がってくるのにあわせて、点検状況が集まってくるという予定でございますが、その前後にわたりまして、政策経営部のほうで各部とのヒアリング等を行いながら、具体的な点検内容については詰めていきたいというふうに考えてございます。最終的には十二月の予算編成状況とあわせて、世田谷区のほうで積み上げました案としてご提示させていただきたいというふうに考えております。

最後、6は区有駐車場についてでございますけれども、現在、一部の庁舎駐車場等の有料化は、区役所本庁舎を初め、記載のとおり有料化しているところでございます。一方で、区内の時間貸し駐車場の需要は大変高いというような状況もあわせて考えまして、今後は区有駐車場の有料化を積極的に拡大していく方向で検討しているところでございます。区有地の駐車場としての有効活用につきましては、街づくり用地のコインパーキング化等で実績があるものも一部ありまして、それらも含めて暫定利用としての活用方法を研究していきたいというふうに考えているところでございます。

以上の六点につきまして、それぞれ庁内の関係部課を招集しまして、具体的な箇所

等の点検、検討を進めている状況でございます。

恐れ入ります、冒頭の資料に戻っていただきまして、3今後の取組みとしましては、二十二年度中に実施できるものは実施し、二十三年度当初予算に反映できるものについて、なるべく税外収入の予算化を図っていきたいというところで検討してございます。

今後のスケジュールは、おおむね当初予算の編成等に合わせたのことでございますが、確認の意味で載せてございまして、今年度の具体的に取り組みられたものの決算、結果につきましては、明年、来年の八月には決算の内容でご公表できるのではないかとこのように考えております。

説明は以上です。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆市川 委員 一つは、広告事業で窓口用封筒、これは寄附を受けているんですね。要するに、ある広告代理店が募った業者を刷り込んだ封筒を、世田谷区のマークとともに、情報等も少し印刷をして、それで封筒を寄附してくれていると。よくよく考えてみると、広告事業者が世田谷区に寄附をする、窓口においてもらう、職員さんが印鑑証明とか住民票等を発行したときにその封筒を差し上げると。要するに広告代理店のお手伝いをしているという形にしか見えないんだよね。ある意味では、こちらが主導的に業者を募り、こちらが封筒をつくり、そして少しでも利益を上乗せしていくというあり方が本来のあり方ではないかと思うんだけど、現在行っている、窓口で配っているこの寄附された封筒に対する考え方が僕はちょっと違うんじゃないかなということが一つ、その見解を聞きたい。

それからもう一つは、ある新聞社の写真ニュースを掲示するラックに企業広告を載せて年間幾ら、こういう話が広報広聴のほうに来たみたいですがけれども、それは断ったみたいですよ。これも各施設に置けば置くほど収入になっていくわけですし、そ

れなりの大新聞社の写真ニュースですから、その意味では、それほどお断りするよう
な話ではないんじゃないかなと思ったんですけれども、なぜお断りをしたのかという
こと。

それから、税外収入でここに出ていないのは競馬事業なんですよ。なぜ競馬事業
をやっているのかというと、ある意味では税外収入ですわね。かつて景気のいいとき
には、この競馬事業を通じてかなりの収入があったわけですね。しかしながら、今は
もうほとんどマイナスに近いんじゃないでしょうか。しかしながら、競馬事業を継続
してやっているわけですね。この辺の競馬事業に対する考え方についてもどのような
見解をお持ちなのか、ちょっと教えていただけますか。

◎金澤 政策経営部長 一点目の封筒のお話と、それから、写真ニュースのお話にち
よっとお答えしたいと思います。現状でやっているのは、その封筒自体をご寄付いた
だいて、そこに広告が載っていて、必要な方はお持ちくださいという形でやっている
んですね。それから写真ニュースについて、大手の新聞社のラックでどうかというお
話は承らせていただきました。

委員のお話しのとおり、ここには当然広告をされたいという企業側の目的があって、
それと区の税外収入をどうやるか、確保していくかという二つの側面が表裏である
ということでございます。

区としては税外収入を確保するということで進めなきゃいけないんですが、市川委
員おっしゃるとおり、そこに誤解が生じたり、さっきお先棒ということがございま
したけれども、逆に企業側の戦略、先陣に乗り過ぎちゃってもいけないということがあ
りますので、そこらのところは重々検討しながら進めていきたいと思っております。

先般、企画総務常任委員会のご視察で、大阪府庁に私も一緒にお邪魔させていただ
きましたけれども、当日配られた資料の封筒にやっぱり広告が載ってまして、あそ
こに、これは大阪府と関係ありませんと書いてあって、私はこれを手に見て、おっと

思ったんです。なるほどなと思いましたが、そこらのところはちょっと気をつけながらやっていきたいと思しますので、ご理解いただければと思います。

◎岡田 経理課長 今、委員から競馬事業についてのご質問がございましたが、競馬事業につきましては、二十三区の競馬組合で実施しているということで、私ども経理課が窓口となっております。ただいま手元にはございませんが、委員ご指摘のとおり、競馬事業につきましてはその収益が一時に比べてかなり落ちてきているということは事実でございますが、一定の配当を得ているということで、金額につきましては、また後ほどご報告させていただきたいと思っております。

◆市川 委員 だから、その競馬事業も税外収入の一つになり得ているんでしょうということなんですよ。そういう考え方でよろしいんですか。

◎岡田 経理課長 そのとおりでございます。

◆すがや 委員 それぞれの項目について目標効果額というんですか、それを教えてください。

◎小田桐 政策企画課長 今のところ具体的な数字というのはまだ検討段階でして、どこができるのかという部分を整理した上で、おおむねこのぐらいの金額かというのが初めて出てくるということで、今の段階で、それぞれの項目で幾らをねらうというところまでは詰めてございません。

◎金澤 政策経営部長 先般、広報広聴課長がご報告いたしましたホームページのバナー広告ですが、これが一年間で大体四百万円弱ぐらい入ってくるということですので、補足をさせていただきます。

◆桜井 委員 これは1か5か、どこなのかわからないんですけれども、区道の占用料というのはどこに入るんですか。前から言っているんですが、例えば東電とかNTTの電柱は割り引きされているという中で、これはもっと上げたら数億という金が入ってくるんだけれども、区道の占用料はどこに入るんですか。

◎小田桐 政策企画課長 項目からいえば、1、2の公有財産の有効活用の部分に入ろうかと思いますが、今のところ、ご指摘のあった点につきましては、今の制度の中でその基準に基づいてやっているもので、その部分の見直しについては具体的な検討を今この俎上の中にはのせてございません。ただ、全事業の点検の中で見直しは当然していただくことになろうかと思います。

◆平塚 委員 ここの中に出ていなかったんですが、前に三軒茶屋の地下通路の壁面の広告をしたらどうですかという話があったと思うんですけれども、その点はどこかに入りますか。

◎小田桐 政策企画課長 お話しの項目からいきますと、3広告事業の中でいろいろな幅広い展開ができるのかということで、三軒茶屋も今までお話はあったかと思えますし、加えまして公共施設の壁面とかそういった部分を使っての広告収入はないのかということも、現在、あわせて検討しているところでございます。

◆竹村 委員 1のところなんですけれども、自動販売機について、行政財産の使用許可により設置されているものがこれまで百五十三台ということですが、この中には、福祉の活動団体が活動費を売り上げからということで、使用許可を出して、それを活用しているところが多くあると聞いていましたが、実際にはこの百五十三台のうち、そうした福祉団体が活動費に充てているものがどのくらいあるのでしょうか。

◎岡田 経理課長 現在把握しているところでは、障害者団体等福祉団体に使用許可をして自動販売機の設置を認めている台数としては十四台となっております。

◆竹村 委員 そうすると、二つ伺いたいんですが、その十四台のものに関しても、今後は行政財産の貸し付けによる設置というものに移行していくことを考えているのか。あとは、そうすると、百五十三台のうちの十四台以外のものはどういうところへ使用許可を出し、設置しているのかを教えてください。

◎小田桐 政策企画課長 ただいま説明がございました十四台については、障害者団体等の福祉団体への貸付台数でございまして、それ以外のものとしては、指定管理者である外郭団体に五十台ほど、それ以外の外郭団体が三台、大きなところで言いますと、そういうところがございますが、あとは公園のほうに占用許可として出しているものが二十台ほどございます。あとは社会福祉協議会も三十台ほど、あと、大蔵第二運動場に二十台強ぐらいというようなことで、大体それぐらいが今の百五十三台の内訳でございます。

現在、その中ですべてを有償ということは、まず基本はそこから考えた上で、ただ、障害福祉団体等については、そこでの収益等を公共的なところに直接的に活用しているという実態も含めて考えますと、一概に、財産の有償貸付に切りかえるのか、もしくは、原則としてそちらに切りかえますが、その上で、かつ減免等を考える余地があるのかという部分も含めて制度の構築を検討しているところです。

◆上島 委員 今、税外収入については六項目挙げられているんですけども、検討の段階でこれ以外に何か議論されたものはないんでしょうか。

◎小田桐 政策企画課長 本日お示ししましたペーパーのほうでは六項目というふうになってございますが、実は公有財産の有効活用は合わせて一項目ですので、今回、税外収入の具体的な強化項目として挙げたのは実は五項目でございます。こちらの内

容については、さきにご報告いたしました全事業の政策点検方針の中の取り組みの一つとして載せてございまして、この五項目以外に税外収入は検討しないということではなく、ことしといたしますか、今回、点検方針に基づいて点検を進めていく中で、特にこの五項目については、これまでも具体的な俎上に出ているというところも含めて、強化項目であるというふうにご理解いただければよろしいのかなと思います。それ以外の税外収入の確保につきましては、何度か申し上げているとおり、全事業の点検方針の中で具体的に拡大していきたい、考えていきたいというふうにご考えております。

◆上島 委員 一つ、この項目の中で区有駐車場についてなんですけれども、これは区有地の駐車場として有効活用を進めるというのが一点と、もう一つは有料化を検討するというところで、これ自体、賛成ではあるんですが、有料化することだけではなくて、料金の適正化ということも一緒にやっていくべきだと思っているんですね。

例えば、これはそこまで細かくできるかわかりませんが、二十四時間三百六十五日、利用実態というのは多分場所によってもばらつきがありますでしょうし、そういうものをさらに使っていただくように、料金の工夫とかそういうものを考えていくべきではないかなと思ったりするわけですが、この有料化の検討とあわせて料金の見直しというものも考えていくべきだと思っているんですが、その辺はどうでしょうか。

◎小田桐 政策企画課長 お話にございました料金体系の点でございまして、お配りしました資料のスケジュールの欄にございまして、本年十二月を目途に有料化のガイドラインを公表、策定したいということで、今準備、検討してございますが、その中では、民業を圧迫しないこととか、施設の開設時間等でその施設に与える影響、その辺も考えなくてはいけないこと。

それから、公共のサービスを利用すると一言で申し上げても、例えば住民異動の手続だとか、国保・年金の手続だとか、そういったものの手続のために来所される方と、

そうじゃない方ですね。例えば第二庁舎の一階でやっているさまざまな展示をごらんになるためにいらっしゃった方とか、さまざまな来庁者の用事もあります。それから、ただ単にあいている部分にとめるだけというのもありまして、その辺で利用実態等に合わせた減額、免除、そういったものはどういったものが考えられるのかというところも含めて、このガイドラインの中では考え方を示していきたいなというふうに考えてございまして、ご指摘の点を含めて、今後検討を具体化したいというふうに考えております。

◆すがや 委員 2のところでは一点質問したいんですけども、スケジュールということで「国有地を活用した認可保育園整備の具体化」とありますが、これは、今までの区の整備方法からいくと、まず社会福祉法人とかに運営事業者となって保育園を運営していただくというような方向性になってくるかと思うんですが、そういったときに、土地を有償で貸し付けるということになると、例えば運営事業者の社会福祉法人の財務的に整合性がとれてくるのかなというのはちょっと疑問なんですけど、その辺は、区としてはどのように考えているんでしょうか。

◎小田桐 政策企画課長 国有地を活用した、特に福祉関連の施設については、今年度、国のほうでも初めて新成長戦略で取り組む課題として打ち出したところございまして、特別委員会等でご案内申し上げたんですが、世田谷のほうからいろいろご意見を申し上げる場があったということで、区としても要望等を差上げたところです。

具体化するに当たっては、委員のお話にありましたとおり、社会福祉系の法人と株式会社が利用する場合等では、事業の構築についてのやりやすさというんですか、その辺で大分差があるかと思えます。最終的にはどういった法人等を対象にして貸し出しを許可するのかといったところは、これから国のほうで詰めていく段階だと伺っておりますので、それにあわせて、区は幾らで借りられるのか、幾らで事業者へ貸す

ことができるのか、そういったところは、法人の実態も含めて検討していきたいというふうを考えております。

◆すがや 委員 ということは、これまでの整備方法をそのままここに導入することではなく、いろんな方法を考えているということなんですか。

◎小田桐 政策企画課長 これまで福祉関係の団体に区が土地、建物等を使用させている形態を洗い出しまして、具体的に保育、高齢、障害等については、この資料にございますとおりの施設が実態としてあります。この中で減額、免除も、その施設の態様によって、種別によっては、区のほうで必要性があり、それにご協力いただく協力の度合いも含めて、これまでは有償なのか無償なのか、そういったものを決めてまいりました。

今回、公有財産を有効に活用するに当たって、そこは今までのものも含めて一度整理をかけて体系的に再構築しよう、かたい話で言うとそういうことなんですけれども、その中でどういった法人等についてはどれぐらいの免除等が必要なのか、減額が必要なのかを具体的に今検討しているところをございまして、今まで活用してきた公有財産の活用の仕方を一つ再整理するというふうにご理解いただければよろしいのかなと思います。

○宍戸 委員長 それでは次に、(3)平成二十二年度工事請負契約締結状況（七、八月分）について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 平成二十二年七月分、平成二十二年八月分の工事請負契約の締結状況についてご報告いたします。

契約の締結状況につきまして一覧表記載のとおりです。二十二年七月分は、土木工事六件、建築工事三件で、契約金額の合計は四億七千五百三十二万四千五百円です。

二十二年八月分は、土木工事五件で、契約金額の合計は二億四千三百七十七万一千百五十円でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆桜井 委員 七月分の二子玉川分室移転に伴う内装工事が随意契約で、港区となっているんですけれども、これはなぜ入札じゃなくてそうなっちゃったのか。内装工事をやるのは入札でもできるんじゃないかと思うんですけれども、できない理由があるんですか。

◎岡田 経理課長 この工事につきましては、用賀出張所の二子玉川分室を再開発事業の商業ビルのテナントの一部として移転させるといった際の内装工事と防災設備工事を行うものでございます。施工に当たりまして、他のテナント工事と調整をしながら施工しなければならない、また、消防法や建築基準法の関係法令の届け出を一括して行わなければならないということで、他のテナント工事も施工している業者に一括して随意契約で請け負わせた、こういうことでございます。

◆桜井 委員 それは理由はわかったんですけれども、これが入札をかけられない必然性というか、絶対理由というか、他のテナントとの調整とか防災のことでは、別に区内の業者でもそれはやろうと思えばできると思うんですけども、それは絶対できないという理由がやっぱりあるんですか。

◎岡田 経理課長 今申し上げた二点の理由なんでございますが、他のテナント工事との調整をする必要があるということと、関係届け出を一括してしなければいけないということで、この二点の理由で特命随意契約をするという判断をしたものでございます。

◆すがや 委員 道路工事なのですが、数カ月前より落札率が全体的に若干上がっているような気がするんですが、これは何か区として分析するとかそういうことはありますか。分析している何かお考えとか、どういう状況かとか、そういうのはおわかりになりますか。それから、区の積算がしっかりしてきたとか、そういうのがあれば教えてください。

◎岡田 経理課長 全体の落札率としては、ここ数年の傾向からしますとかなり低くなる傾向がございます。ただ、これらの傾向を受けまして、昨年十月以降、最低制限価格を改定いたしまして、上限を八五%というところまで持ってまいりました。そういったことも含めまして、落札率に一定の変化が来ているというふうに認識してございます。

◆竹村 委員 八月分の二件、3と4は総合評価制度を試行した結果のものということだと思っておりますが、これは総合評価の結果で、実際の価格が逆転したということが何かありますでしょうか。

◎岡田 経理課長 総合評価入札につきましては、平成二十年度に一件、二十一年度に三件、本年度に八件予定してございまして、昨年度は一件、価格、第二順位が施工能力が上回ったために落札決定するということがございましたが、今年度につきましては、まだ試行の最中ではございますが、そういったことにはなってございません。

◆田中 委員 今質問に出ました八月の4なんですけれども、一〇〇%の入札率なんですけど、これはもうここしかなかったということでしょうか。

◎岡田 経理課長 本件につきましては、茶沢通りをバリアフリー化する工事ということで、交通量の多い区間を工事するもので、夜間工事を基本としておりまして、難易度が高い工事だというふうに認識してございます。そういったことで、総合評価入

札ということでやったんですが、参加事業者は三社でございました。

それぞれ区が示した予定価格ぎりぎり積算をされたものというふうに考えてございますが、本件につきましては、その三社のうち一社が、その上にあります3の世区街八号線のほうは同日の開札なんですが、落札したために、落札制限で無効となりました。もう一社につきましては、実際に金額としては落札事業者よりは低い額を入れていらしたんですが、低入札を受けまして、本年の一月から落札候補者につきましては内訳書を提出していただくということを必須にしております。その内訳書の提出がなかったということで無効にしたということがございます。結果的にこの事業者さんのほうで落札決定したという経緯がございます。

○宍戸 委員長 それでは次に、(4)その他ですが、何かございますか。

◎小田桐 政策企画課長 世田谷税務署・世田谷都税事務所の合同庁舎の検討につきましてご報告させていただきます。

世田谷税務署と世田谷都税事務所、その都税事務所の中に入っている世田谷区の世田谷総合支所の保健福祉センター機能、それらの合同庁舎化の計画につきましては、昨年二月の常任委員会におきまして、国の合同庁舎化計画に区は協力していくということでの説明をさせていただきまして、その後、基本協定や受託契約の締結などのご報告をさせていただいてまいりました。

ご承知のとおり、昨年十一月には、国土交通省から本建設工事の計画に関する予算の要求、二十二年度には行わないという旨の通知がございまして、受託事務の契約解除について協議依頼を受けました。区においては、国土交通省に対しまして、本年一月に受託契約の解除についての回答を行いまして、その内容について、本年二月の常任委員会でご報告をさせていただいたところです。

ただ、このたび国のほうで国土交通省が、昨年度の予算概算要求の見直しで執行が

見送られた事業のうち、世田谷を含む地方合同庁舎関連事業を再開するという方向で調整してございまして、平成二十三年度、来年度の予算概算要求に敷地調査費等を計上するというふうに伺っております。

今後、国及び東京都、世田谷区の三者による協議がまた再開するということになるかと現在考えられます。協議の進捗状況につきましては、議会のほうへまたたびたびご報告させていただきたいと考えておりますので、改めてよろしく願いいたします。

本日のところは、国のこの予算状況の動きがあったということと、今後、また三者での協議が始まることになるであろうということでのご報告を口頭でさせていただきます。よろしく願いいたします。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 その他でほかに何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 なければ、これで報告事項を終わります。

○宍戸 委員長 次に、3請願の継続審査についてお諮りいたします。

平一九・九号「南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める陳情」外八件を閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○宍戸 委員長 次に、4 閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

1. 区政の総合的企画及び調整について
2. 行財政運営について

とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○宍戸 委員長 次に、5 協議事項に入ります。

意見書等についてですが、さきで開催されました幹事長会での確認に基づきまして、議長より意見書の取り扱いについて、当委員会で協議するようお願いをいただきました。

まずは、提案者であります自民党よりご説明を願います。

◆上島 委員 説明をさせていただきたいと思うんですが、文案をつくってまいりましたので、もしよろしければ配付していただきたいと思います。

○宍戸 委員長 資料を配付したいとのことですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、書記に資料を配付させます。

それでは、どうぞ説明をお願いします。

◆上島 委員 今皆様にお配りさせていただきました。表題は「新たな経済対策を求める意見書（案）」ということでございます。

内容としましては、株価の低迷と、また円高が長引いておりますけれども、昨今、円高については多少改善されているとは言いつつも、予断を許さない状況であります。加えて、公共事業の大幅な予算削減等によりまして経済の弱体化が顕在しているところであります。

それに対しまして、地域経済、また雇用を守るという視点で、やはり景気を刺激する政策を速やかに打っていただいて、地域経済を活性化していただきたいということで、以下三点について実行していただきたいという内容の意見書であります。

何かご質問があれば。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆桜井 委員 この下に1、2、3と書いてあるんですけども、これは全体を読むと地域経済の活性化に向けて政策をやってくれということなんですが、ちょっとわからないのは、2の「教育、地域医療など強い規制のもとで非効率に運営されてきた分野について規制緩和や集中投資を行い」、これはどういう意味なのかというのをもうちょっと詳しく教えてほしいんですけども、地域経済の活性化との関係をもうちょっと説明してくれますか。

◆上島 委員 ここでは「教育、地域医療」という表現を入れさせていただきました。ほかにも、例えば農業とか広くあるんですけども、例えば教育については、以前からよく言われていることですが、学校施設は土地や建物に関するかなり詳細な規制がかかっておりまして、それについてより規制を緩めていただいて、地方分権なんていう言葉も言われて既に久しいわけですけども、地域でその地域の実情に合わせた施設をつくっていくとかそういうことで、多少地域の経済が発展するのではないかなと

いう趣旨であります。

そのほかにも教育については、教育の人材については、細かい話になりますが、かなり学部が限られている中で、人材が非常に一部に限られているということが以前から問題視されていると思うので、そういった規制も撤廃していただいて、一般社会からより多くの人材を流動化させることによって、雇用を活性化するというのも一つ考えられるのかなと思っております。

あと、大学とか、高等学校とか、専修学校とか、いろいろな学校施設がありますがけれども、その辺についても、たくさんの建物からカリキュラム、いろんな部分について詳細な規制がかかっておりますので、そういうものを多少緩めていくことで、産業という言い方が適切かどうかわかりませんが、教育における経済の効果というものが期待されるのではないかとこのところではあります。

医療については、まさにご案内だと思いますけれども、やはり事業者資格であるとか、あと、先ほど学校施設にもありましたけれども、土地とか建物、いろいろな詳細な規制がかかっております。これは全国一律なんですけれども、例えば世田谷区においてニーズがこれだけあるのに、どうしてもなかなか建てられないとかそういった問題もあります。そういうところをやはり規制緩和していただいて、サービス提供を広げていくながら、経済を活性化していく方策がまだまだあるのではないかとこのところでもあります。

また、医療については、資格の中でサービスがどうしても限られている部分があると思うんですね。例えば、今どうなったかわかりませんが、つめを切ることが許されないとかそういうこともありますので、そういったことも多少規制を緩めていただいて、よりサービスが行き渡るような、そんなことも考えていくべきじゃないかというような内容です。

◆桜井 委員 今聞いてあれですけれども、規制緩和、集中投資、その後、企業による設備投資の促進と書いてあるんですが、福祉の分野でこういう問題は今もう進んでいて、民間へと。区内でもいろいろ問題が起こっていますが、保育の株式会社の導入などによって、認証保育はふえたけれども、その質はどうかということで大きな問題が起こっている。逆に言えば、今、区はサービス向上委員会で質の担保というのをしなくちゃならなくなっている中で、何でもかんでも規制緩和して、企業にそういうことをやらせればいいというのは、これは地域経済の活性化という問題よりも、事業の質を落とすというか、質の問題との関係があるので、これは直接地域経済の活性化につながるかどうかというのは、私はすごく疑問に感じるんですね。

だから、この間も、さっき福祉に触れましたけれども、安上がりの雇用の中でいろんな問題が起こっていて、逆にいえば、その雇用なども、雇用を確保できているような感じだけれども、そこで働いている労働者の人たちは低賃金、長時間労働ということが繰り返される中で、これは活性化にならないんじゃないかというのはすごく思うんですね。ですから、まだ読んでいないので、研究しないとわからないですけれども、今直感的に見てこの項目自身は、特に2は、これが地域経済の活性化につながるというのは私どもは賛同できないかなと。

◆上島 委員 ちょっと討論みたいになっちゃうとあれですけれども、今のご懸念は私も全くそのとおりだと思っています。ですから、規制緩和すべきところとそうでないところというのは、やはり国のほうでしっかり議論していかなければいけないと思います。

ただ、一つ言えることは、地方自治体がより責任を持って、上で規制がかかっているからできないという状態から、規制を外していただいて、地方自治体で安全性、もしくはそういうものを確保していく、より適切な運用を図っていくという流れにしていくのが多分世の中の流れだと思います。

そういった意味で、私は行き過ぎた市場原理というのは危ないと思っていますから、何でもかんでも市場原理に任せようという趣旨ではありません。あくまで今の規制は余りにも不合理な状態であるものがあるということで、その点については見直していただきたいという内容でございますので、もしよろしければ意見のほう、文言のほうをより適切に改めていただければというふうに思います。

◆竹村 委員 この文章の冒頭のところに、二文目ですか、「特に地域経済は公共事業費の大幅な予算削減による経済の弱体化が顕在化している」とあります。国全体では、二十二年度、公共事業費を一八%でしたっけ、ちょっと正確な数字はわかりませんが、削減したということでしたけれども、これは具体的に世田谷ではこうだということがあって書かれているのか、そのあたりはどういうふうに考えてこれを入れられているのか伺いたいです。

◆上島 委員 基本的に、これは国全体のお話として書かせていただいたんですが、例えば外環であるとか鉄道の立体化等々、決してストップしているわけじゃないんですが、少し進捗がおくれるような、そういう懸念をされている部分もありますので、世田谷区においても多少この文言は当てはまるんじゃないかな、そういうことです。

◆竹村 委員 今の外環とか大きな公共事業だと、それが果たして地域経済に貢献するかということは非常に議論になっている部分なので、地元の地域経済というところとちょっと違うのかなということがあるので、もう少し検討していただけるといいかなというふうに思いました。

◆市川 委員 要するにこの経済対策は、本区においても何らかの形で下支えしなければならないという認識のもとに、国ほどの大きな予算は使えないけれども、いろいろ工夫しながら下支えしているわけです。

要するに認識の問題として、今竹村委員も指摘していたように、公共事業の大幅な

予算削減イコール日本経済の弱体化というそんな次元ではない。ある意味では世界が非常に体力が弱っているという、そういう意味合いが非常に強いですよ。ここにも書いてありますけれども、特に円高における輸出産業の打撃というのは大変大きいわけですよ。だから、その意味では、公共事業の大幅な予算削減がイコール経済の弱体化という、これが表現としてどうなのかというのが一つありますね。

それから、来年度の予算編成をめぐって一律一割削減、これについては、めり張り予算というんでしょうか、そういう視点が非常に重要であって、ただ単に一割削減すれば総予算を抑えられるという単純な話ではない。そういう意味では、この一律一割削減ということについては、私どももこれは考えなければならない、同じ認識ですね。

あと、1、2、3の中では、この2の「強い規制のもとで非効率に運営されてきた分野」、その分野を規制緩和、そして集中投資を行う、このことが結果として企業による雇用や設備投資を促進し、産業の活性化につながっていくんだという部分がもう一つイメージできないなど。私の能力の限界なのかもしれないんだけど、ここをもう少しわかりやすくしていただけるとありがたいな。

それから、3の公共事業、経済の活性化にとって大変必要なんですけれども、「必要な公共事業」というこの表現はどういうイメージをなされているのか、指しているのかということをもし説明していただければ、お伺いしたいと思います。

◆上島 委員 3の「必要な」という表現については、公共事業を何でも拡大すればいいという話ではないという意味合いで、やはり必要なものをということで、この「必要な」という表現を入れさせていただきました。いわゆる何でも公共事業をばんばんと必要もなく、とりあえず景気対策で、経済対策でやっていくべきだということを行っているのではないというぐらいの表現でございますので、深い意味はございません。

◆すがや 委員 先ほどもほかの委員から出ていたので、私もしつこく聞いて申しわけないんですけれども、2と3は具体的な事業があれば、それを教えていただけると

わかりやすいかなと思っています。

特に地域経済、雇用対策を行うということは、我々の会派としても大変重要なことだと思っていますので、こういった意見書を出すのであれば、ぜひ賛同していきたいというふうには思っているんですが、基本的なところは一緒なんですけれども、その下の具体的なところになってくると若干ずれてくるような文章かなと思っていますので、例えば具体的なもので何があるのかというのを教えていただけると。

◆上島 委員 先ほどお話ししたとおりです。ここでは「教育、地域医療」というふうに書かせていただきましたが、先ほどその辺についてはお話しさせていただきましたけれども、それ以外には、例えば保育等もいろんな規制がありますよね。それで非常に非効率といったらあれですけれども、なかなか参入しづらい部分であるとか、また人材の流動がなかなか起こらないといった課題もあると思います。

そのほか、教育のところでもう一つつけ加えるとするならば、旧来の高校、大学、短大とか、もしくは高専とかいろいろありますけれども、そういったものが日本特有の学問体系の中で今成り立っているわけですが、国際標準化することで、例えば外国の留学生をもっと受け入れやすくするとか、国際競争力を高めるような大学・大学院運営とか、そういったところに転換していくことで、これは地域経済というところと少しあれなですけれども、ひいては地域経済につながっていくだろうということで、ひっくり返して教育ということで載せさせていただいたということです。

◆桜井 委員 これを読んだ率直な感想は、世田谷区議会から上げるんだから、もうちょっと世田谷区議会の現状を述べた上で、国に地域経済の活性化を求めるといったことが必要だと思うんですよね。どこの市でも使えるような文章ではなくて、世田谷区議会が求めているものということが大事だと思うんです。

今、それで思ったんだけれども、例えば地域経済、雇用の下支えということで、私も認可保育園の増設というのはすごくいいと思っているんですよ。整備にしても、

雇用にしても、地域の商店街に対する影響にしても、これはいいんじゃないかと。ただ、そのときに、今度国有地を使うというときに、国が有償で国有地を区に貸し付けるというようなことじゃなくて、そういうのだったら、国は無償で自治体に出せ、区に出せというようなことも含めてもっと具体的に、区が行っている施策などとの関係で、どこの市でも使えるような文章じゃなくて、そういう対策を求めるのが必要なんじゃないですかということを意見として言っておきます。

◆ 菅沼 委員 皆様のご意見を聞いて、経済対策というのはきちんとしなければ、福祉も教育も全部成り立たないわけですよ。借金もふえる。それでは一致していると思います。その中で地方行政として、やっぱり地方を預かる議員としてそれをやっていかなくちゃいけない。だから、国のほうに、今桜井幹事長のほうから具体的なというのがあるけれども、まず皆様のご意見を聞きながら、早く経済の立て直しをしていただきたい。これが根本的な話ですから、文章のことに関しては、皆様のご意見を聞きながらやっていきたいというふうに思いますので、ありましたら、どしどし言っていただければなというふうに思いますので、よろしく願います。

○ 宍戸 委員長 それでは、本件の取り扱いについてですが、意見書を提出の方向で案文調整することよろしいでしょうか。

◆ 桜井 委員 先ほど前半でも言いましたけれども、これは私どもは全会派一致でぜひやっていただきたいというのが一つ大きなあれです。それで、一致できないところは、やっぱり提出者のほうで本当に調整していただいて、経済対策、地域経済の活性化というその方向自身はいいので、ただ、その文章は、各会派が一致できるような文章に、ぜひ調整を最後まで追求していただきたい。急ぐ必要はないんじゃないかと思えますけれども、以上言っておきます。

○宍戸 委員長 案文については、お手元の意見書案をもとに、各会派のご意見もいただきながら正副で調整し、ある程度委員会としての案が整いましたら、委員外会派にもご意見をいただいた上で、一度臨時の委員会を開催し、最終的に案を決定するという流れで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 では、そのように決定いたします。

それでは、次回委員会ですが、補正予算（第二次）が当委員会に付託される予定です。中間日の本会議休憩中の審査を予定していますので、九月二十八日火曜日、本会議休憩中に開催予定としたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で協議事項を終わります。

○宍戸 委員長 そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ないようですので、以上で本日の企画総務常任委員会を散会いたします。

午後零時十分散会

署名

企画総務常任委員会

委員長

